

【転出届】は郵送で手続きできます。

転出届をせずに引越しをしてしまい、窓口に来ることが困難な方でも郵送で転出届を出すことができます。以下の要領で、必要書類を揃えて申請をしてください。手数料はかかりません。

○個人番号カードをお持ちの方

異動する人の中で有効な個人番号カードをお持ちの場合、転入の特例（個人番号カードを利用した手続き）を受けることができるため、転出証明書は発行されません。転出届手続き完了のご連絡の後、転入先へ個人番号カードを添えて転入の届出をしていただきます。その際、暗証番号の入力が必要です。

【必要なもの】

- ☐ 転出証明書依頼書
- ☐ 本人確認書類*¹のコピー
- ☐ 切手を貼った返信用封筒*²

（転出証明書依頼書の転出届手続き完了の連絡方法で「電話連絡」を選択した場合は不要です。）

※ただし以下に該当する場合は転入の特例を受けることができません。転出証明書が発行されます。

下記のいずれかに該当する場合は「個人番号カードをお持ちでない方」の手続きとなります。

- ・ 期限切れ、廃止、一時停止状態、汚損など有効でない個人番号カードをお持ちの場合
- ・ 個人番号カードを紛失している場合
- ・ 転出をした日から14日経過後に転出届の申請をした場合

【個人番号カードで転入の届出を行う際の期限】

転出証明書依頼書に記入した異動（予定）日から30日を経過した日、または転入をした日から14日を経過した日のいずれか早い日までに手続きがされない場合個人番号カードは失効します。個人番号カードによる特例の転入ができず、**転出証明書が必要**となります。詳しくは転入先にてお問い合わせください。

○個人番号カードをお持ちでない方

異動する人全員が個人番号カードをお持ちでない場合は転出証明書が発行されます。転入先で転出証明書を添えて転入の届出をしていただきます。

【必要なもの】

- ☐ 転出証明書依頼書
- ☐ 本人確認書類*¹のコピー
- ☐ 切手を貼った返信用封筒*²

【送付先】

〒498-8501

愛知県弥富市役所 市民生活部 市民課 宛まで

*¹本人確認書類… 1点で確認できるもの（官公署の発行した顔写真付書類）

免許証、旅券、個人番号カード（顔写真側のみ）など

2点以上必要なもの（写真が添付されていない書類）

資格確認書、各種年金手帳、通帳など

*²切手を貼った返信用封筒…返信先につきましては、本人申請の場合は新しい住所地、代理人申請の場合は代理人の住民票登録地となります。

転出証明書依頼書（郵送申請用）

令和 年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者	氏名	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	住所（〒 ）		
	昼間の連絡先番号 Tel - -		

転 出 届		
新しい住所	住所 ☐ 申請者の住所と同じ	(新)世帯主
	アパート等の名称	
今までの住所	住所	(旧)世帯主
	アパート等の名称	
本 籍 地		筆頭者
異動(予定)日	令和 年 月 日 （正確に記入してください）	
※転出後 <u>14日以上経過</u>している場合は、その理由に当てはまるものにチェックをお願いします。 ☐ 仕事が忙しく、平日に休みが取れないため。 ☐ 手続きをすることを知らなかったため。 ☐ 忙しかったため。 ☐ その他（理由を記入して下さい）		

転出対象者（転出する方全員の氏名等をご記入ください）							
異 動 す る 人		氏 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	個人番号 カード	備 考
	1	ふりがな	大・昭・平・令 ・ ・	男・女		有・無	
	2	ふりがな	大・昭・平・令 ・ ・	男・女		有・無	
	3	ふりがな	大・昭・平・令 ・ ・	男・女		有・無	
4	ふりがな	大・昭・平・令 ・ ・	男・女		有・無		
5	ふりがな	大・昭・平・令 ・ ・	男・女		有・無		



異動する人の中に有効な個人番号カードをお持ちの方がいらっしゃる場合、転出証明書は発行されません。
個人番号「有」に○をつけた方は、転出届手続き完了の連絡方法を下記から選択してチェックをつけてください。
☐ 電話連絡（返信用封筒は必要ありません。）
☐ 郵送による連絡（切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。手続き一覧表とご案内を返送させていただきます。）

※個人番号カードをお持ちでない方は、必ず返信用封筒が必要です。